



所得税の  
確定申告☎ 小千谷税務署  
0258・83・2090

申告会場 小千谷税務署 (小千谷市東栄1-5-24)

期2月17日(月)~3月16日(月)

●時間 9時~16時(提出は17時まで)

※受付は8時30分から

※土、日曜日及び祝日を除きます

市では市県民税の申告期間に限り、確定申告書作成の相談をお受けしています。ただし、次に該当する人は、魚沼市会場ではなく小千谷税務署で申告、相談をしてください。

- ・住宅借入金等特別控除を受ける人で1年目の人
- ・株・土地等の譲渡所得がある人(公共事業で市や県に土地等を売却した場合のみは、市でも受付可)
- ・先物取引にかかる雑所得がある人
- ・損失申告をされる人
- ・青色申告をされる人
- ・消費税や贈与税などの申告をされる人



## 税務署からのお知らせ

- ・申告書の作成には時間を要しますので、早めにお越しく下さい。なお、相談内容が複雑な場合は、15時頃までにお越しく下さい。相談が17時を過ぎる場合には、後日再来場いただく場合があります。
- ・駐車場は混雑しますので、公共交通機関をご利用ください。
- ・消費税の確定申告をされる場合は、令和元年10月1日以降の取引について、売上げや仕入れ等を税率ごとに区分して記帳するなどの経理を行った帳簿が必要となります。くわしくは税務署へお問い合わせください。

お答えします

税務課  
山川主事

## Q &amp; A -よくある質問-

Q. 確定申告をしたら所得税は0円だったのに、その年の6月に市県民税の納税通知書が届きました。計算間違いではないですか？

A. 市県民税では、一定額以上の所得で均等割が課されます。

所得税の場合、所得額よりも所得控除額が大きければ、税額は0円になります。一方、市県民税においては、所得の多寡に関わらず、一定額以上の所得があれば定額により均等割(市民税・県民税合わせて5,000円)が課されるため、所得税の納税義務がない人も、市県民税が課税されることがあります。たとえば扶養親族が0人の場合、前年の合計所得が28万円を超えると市県民税が5,000円課税されます。

Q. 私は公的年金の他に、個人年金を年間12万円受け取っています。金額も少ないし申告はいらぬですか？

A. 申告の必要があります。

所得税では、所得の発生した時点で源泉徴収を行っているなどの理由から、公的年金以外の所得が20万円以下の場合には確定申告は不要とされています。一方、市県民税では、このような源泉徴収制度はなく、他の所得と合算して税額が計算されるので、公的年金以外の所得がある場合には、少額でも申告しなければなりません。

Q. 我が家では、所有する田んぼを人にお願ひし耕作してもらっています。年貢や現金をもらっていますが、申告が必要ですか？

A. あなたの不動産収入になり、申告が必要です。

農地を貸して地代や年貢を受け取っている分は、あなたの不動産収入になります。たとえ所得金額が少なくても申告を省略することはできません。不動産所得の収支内訳書を作成し、確定申告または市県民税申告をしてください。



## 市県民税申告

☎ 税務課  
792・9751

湯之谷会場 湯之谷庁舎3階 申告相談会場

期2月17日(月)~3月16日(月)

※土、日曜日及び祝日を除きます

○受付時間 8時30分~16時

○申告相談時間 9時~11時30分、13時~

※混雑状況により、午前に受付をしても午後からの申告相談となる場合があります。

■休日申告相談会

☎2月23日(日)、3月1日(日)

○受付時間 8時30分から(午前のみ)

○申告相談時間 9時~11時30分



## 申告に必要なもの

- ・給与・年金等の源泉徴収票(原本)
  - ・収支内訳書(営業・農業・不動産所得がある人)
  - ・年末調整で使っていない各種控除を追加する人は控除証明書(国民年金保険料、生命・地震保険料等)
  - ・医療費控除を受ける人は「人」・「支払先」ごとにまとめて計算した明細書および証明書等
  - ・障害者控除を受ける人は、障害者手帳や、障害者控除対象者認定書
  - ・番号確認書類(マイナンバーカード、通知カード等)
  - ・身元確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等)
- ※親族の人が来られる場合は、①申告者の番号確認及び身元確認書類、②親族の人の身元確認書類、③代理権の確認書類が必要です。
- ・印鑑(朱肉を使うもの)
  - ・所得税の還付となる人は、申告者名義の通帳等口座番号が分かるもの



## 間違いの多い事例

- ・被扶養者は1人の扶養にしかたれません。家族間で重複がないように申告してください。
- ・「ふるさと納税ワンストップ特例」を適用した人が所得税や市県民税の申告をされる場合、特例対象外となります。申告する場合は寄付金控除も忘れずに申告してください。

守門会場 守門庁舎3階 301会議室

期3月2日(月)~3月4日(水)

○申告相談時間

9時~11時30分、13時~16時

入広瀬会場 入広瀬庁舎3階 多目的ホール

☎3月5日(木)、3月6日(金)

○申告相談時間

9時~11時30分、13時~16時

郵送の場合 送付先

〒946-8511 魚沼市大沢213番地1

魚沼市役所 市民福祉部税務課 市民税係 宛

☎3月16日(月)

申告が必要で、いずれの会場にも来庁することが困難な人は、税務課までご相談ください。



## その他

- ・医療費控除を受ける人は「医療費控除の明細書」を、営業・農業・不動産所得がある人は「収支内訳書」を、必ず事前に作成して会場にお越しく下さい。
- ・申告に必要な書類の作成等で、ご不明な点のある人は、お早めに税務課までお問い合わせください。
- ・令和元年分所得申告参考資料(国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付額のお知らせ)は1月下旬に送付予定です。
- ・上場株式等にかかる配当所得等について申告をする場合には、納税通知書が送達される日までに、確定申告書とは別に市県民税申告書を提出することで、所得税と異なる課税方式を選択できます。
- ・申告に必要な各種様式は1月中旬以降、市役所の各庁舎に用意しておりますので、必要な人は取りに来てください。国税に関する様式の送付を依頼する場合は小千谷税務署(☎0258-83-2090)へ連絡し、音声案内「0」を選択してください。